

いつかためになる

法律知識

Vol.3

覚えておきたい、消費生活センター



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

皆さんは消費生活センターをご存知ですか。消費生活センターは、福島県などが設置している公的機関で、専門の消費生活相談員が悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する相談を受けています。電話での相談も受けているので、気軽に相談をできます。

「自分はだまされない」、とは考えずに消費生活センターを覚えておいてください。架空請求や注文していない商品が送られてくるなどの悪質商法による被害、契約トラブル、多重債務に関することなど気になることがあったら、福島県消費生活センター TEL 024 (521) 0999 または消費者ホットライン TEL 0570 (064) 370 に電話をしてください。

今回は消費生活のトラブルの例としてクレジットカードと不動産取引について紹介します。

子どもにカード番号を教えないというのは有効な対処方法です。しかし、親がカード番号を入力しているのを横で見ている子どもがその番号を覚えて勝手に利用したケースや、スマートフォンなどで入力したカード番号を記憶・再現する機能を利用して子どもが勝手に利用したケースもあるようです。日ごろからゲームを利用する際のルールをよく話し合っ

て理解させるのが一番いいです。インターネットを通じたクレジットカード決済のトラブルは後を絶ちません。子どもが親のクレジットカード番号を勝手に利用して、オンラインゲームの課金、アプリやゲームを購入し、結果として高額な請求を受けた事例は少なくありません。

Q 中学生の息子が、スマートフォンで無料オンラインゲームをやっており、「クレジットカードが買えないとゲームのアイテムが買えない。カード番号を覚えてほしい。」と言ってきた。よく確認すると電子マネーの利用もできたので、毎月1回2千円だけと約束して、金額を確認してカード番号を入力し、購入した。その後も何度か購入したが、半年後に10万円を超える請求が来た。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
TEL 024 (533) 7770
*受付窓口
(平日10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
☎0120 (078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広
野町に相談できる事務所があり
ます。
県外の法テラスも紹介してま
らえます。

問 産業賠償対策課賠償支援係
TEL 0243 (62) 0167

Q 避難先でも畑をやりたいと思っていたら、地元の人で親身になってくれる人がいた。所有者が遠方に住んでいて使っていない畑を探してきてくれて、登記などの手続も全部やってくれた。気持ちだけお礼を渡したらすごく喜んでくれたのでよかった。

A 本当にその畑は自分のものになったのでしょうか。登記名義が自分になったからと言って、完全に自分のものになったとは限りません。抵当権や仮登記はありませんか？畑の面積は間違いないですか？公図の確認はしましたか？
不動産の取引は登記制度もあり、複数の法律が関係してあるので簡単に理解できるものではありません。法律や制度を悪用した巧妙な詐欺の標的になりやすいものです。また、不動産取引は金額が高額になりがちです。取引に絡んでいって、少しでも甘い汁を吸おうと親切を装って近づいてくる人や怖い人が近づいてくるというのは決して珍しい話ではないのです。
不動産の取引については宅地建物取引業者が、登記については司法書士が主な専門家です。不動産の取引には、専門家に仲介と手続を依頼するようにしましょう。